

改正貸金業法の完全施行に関する意見書（案）

いわゆるサラ金やヤミ金からの借金を苦にした自殺者が相次ぐなどの異常な事態を正すため、平成18年12月に改正貸金業法が成立、対策も前進し、平成22年6月までに完全施行されることになっている。

しかし、依然として異常な高金利で貸付けを行い、執ように返済を迫って利用者を苦しめるクレジットやサラ金、ヤミ金、商工ローン等の貸金業者の問題は、今なお各地で自己破産や家族崩壊などの悲劇を引き起こしており、深刻な社会問題となっている。

再び多重債務被害を拡大させないためにも、グレーゾーン金利を廃止し、年収の3分の1以上の貸付けを禁止する「総量規制」を含む改正貸金業法の完全施行は、絶対にあいまいにできない課題である。

一部では、改正貸金業法の完全施行で、融資が減り中小零細事業者の破たんを招くとも言われているが、金融庁が実施した調査でも、中小企業の資金繰りの悪化は、不況や金融機関の貸し渋りによるものが大部分であり、貸金業法改正の影響は見られない。また、中小企業などの法人は、元々「総量規制」の対象ではない。

この法律は既に成立しており、完全施行することは政府の責任においてできることである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、貸金業者による多重債務被害が招いた異常な事態を繰り返さないため、改正貸金業法の完全施行を予定どおり実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
金融担当大臣

} あて